

補助金・負担金の交付状況について

1 目的等

補助金・負担金（以下「補助金等」という。）に係る制度の公正性及び透明性の向上を図ることを目的に、補助金等に係る予算の執行状況等の積極的な情報提供を推進します。

- ① 補助金などの透明性の確保
- ② 説明責任の確保

2 対象

予算科目の「節18 負担金補助及び交付金」のうち、投資的経費を除くものを掲載しています。

※企業会計は除きます。

※金額は、歳出ベースです。財源としては、市税など使いみちを市の裁量で決められる財源だけでなく、国庫支出金、府支出金や国民健康保険料等の保険料などが充てられているものもあります。

3 補助金等の分類

補助金等には多種多様な目的・性質のものがあることから、下記のとおり分類・整理しています。

【補助金等分類】

分類	区分	内容
1 主体分類	① 市単独・義務型	○市が単独で交付するもので法令等の規定に基づく義務的なもの
	② 市単独・任意型	○市が単独で交付するもので市の独自の判断によるもの
	③ 国・他自治体等協調型	○国や府等と協調して交付するもの
2 性質分類	① 団体に対する補助	
	①-1 運営費補助	○団体の維持活動に充てるために交付するもの
	①-2 ハードに対する事業費補助	○施設の建設・修繕、設備投資に係る補助
	①-3 ソフトに対する事業費補助	○各種イベント、大会の開催等に対する補助
	①-4 その他	○上記①-1 から①-3 まで以外
	② 個人に対する補助	
	②-1 扶助費的補助	○生活維持や健康福祉の増進などを目的とした個人に対する金銭の給付
②-2 その他	○上記以外	

【負担金分類】

分類	区分	内容
1 主体分類	① 市単独・義務型	○市が単独で負担するもので法令等の規定に基づく義務的なもの
	② 市単独・任意型	○市が単独で負担するもので市の独自の判断によるもの
	③ 国・他自治体等協調型	○他自治体等との協議により合意した条件のもとで本市が負担を行うもの (協定書、市長会等での決定事項など)
2 性質分類	① 運営に対する負担金	○年会費など構成員として負担先団体の運営経費を負担するもの
	② 事業に対する負担金	○建設負担金、施設の維持管理など事業の対価として負担するもの
	③ 参加に対する負担金	○研修受講費、会議、大会への参加費を負担するものなど
	④ その他	○上記①から③まで以外

※法令等の規定とは、「…しなければならない。」または「…するものとする。」などと規定されているもの

※協調とは、国の法令や府、市の条例により制度が実施されており、国・府・市・事業者の補助割合等が定められているものや、国・他自治体との協議により協定書等を締結するなどにより協調して実施するもの

4 その他

個々の内容についてのご意見等は各担当課にお寄せください。

【お問い合わせ】

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市財務部財政課

TEL 06-6858-2124

FAX 06-6858-3184